

「本庄市第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（案）」に対する意見と市の考え方

「本庄市第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（案）」に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

提出された意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

1. 意見等の募集期間：平成29年12月4日（月）～平成30年1月4日（木）
2. 意見等の受付人数：2人 2件（提出方法の内訳：郵送1人、電子メール1人）
3. 提出された意見等および市の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
①	<p>【59 ページ （2）認知症関連施策の充実】</p> <p>若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援について、住民への啓発、介護保険関係者への研修を行い、それらの人の早期発見・早期診断、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスや障害年金制度につなげることを計画に記してください。</p>	<p>本計画における認知症関連施策では、認知症の方に加え、若年性認知症や脳血管疾患が原因の高次脳機能障害である第2号被保険者の方まで広く対象としています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、以下のとおり計画の各項目で対応していると考えております。</p> <p>① 住民への啓発、介護保険関係者への研修については、第4章計画の具体的な取り組み 方針2 在宅医療・認知症ケアの推進〈医療〉（2）認知症関連施策の充実における施策の展開での記載及び今後の取り組みの具体的事業「認知症ケアパスの作成と普及」、「高齢者の権利擁護の啓発」の中で記載をしております。</p> <p>② 早期発見、早期診断についても、①に掲げた今後の取り組みの具体的事業「認知症初期集中支援チーム」、「認知症の早期発見・早期対応」の中で記載をしております。</p>

		<p>③ ご意見にあります、若年性認知症や高次脳機能障害の方への支援については、①に掲げた今後の取り組みの具体的事業「認知症ケアパスの作成と普及」、「認知症の人を見守るネットワークの構築」での記載及び第4章 方針5 介護サービスの充実による安心基盤づくり〈介護〉(3) 情報提供・相談体制の充実における今後の取り組みの具体的事業「地域包括支援センターの情報提供体制の充実」といった取り組みの中で障害福祉サービス等へ適切につなげて参ります。</p>
<p>②</p>	<p>【50～62 ページ 第4章 計画の具体的な取り組み】</p> <p>具体的な取り組み内容は、多岐に亘っています。大きく分類すると行政課題、医師等の専門職課題と市民自身の取り組み課題があります。</p> <p>特に、市民の課題として「自助」はもちろん「互助」の課題が多くあります。「互助」の課題は、永年継続している「はにとれ※」のように、「市民運動」が必要です。「市民運動」は市民が市民のために行動する、ことだと思っています。</p> <p>課題を吟味して一課題ずつ「市民運動」として展開することが、「継続への道」と思います。</p> <p>(※はにとれ…筋力アップトレーニングの愛称。)</p>	<p>ご意見のとおり、高齢者の保健福祉の推進には市民の方の活動が大変重要になると考えます。</p> <p>取り組みの実施にあたっては、市や市民、関係機関・団体等が連携を強化するとともに、ボランティア活動等の支援を進めて参ります。</p>